

「後期高齢者医療制度」

保険料率が変わりました



後期高齢者医療制度では、大切な財源である皆さんの保険料を、法律により2年に1度見直すことになっています。

医療費の増加や保険給付費の算定期間が増加したことなどにより、現在の保険料率では、費用と収入の見込みの均衡を保つことが難しくなり、今回の見直しで引き上げを行うことになりました。保険料を決めている千葉県後期高齢者医療広域連合は、引き上げに伴う不安や混乱が生じないように、剰余金を活用するなどして保険料の増加を抑制しています。

加入者の皆さんが今後も安心して医療やサービスを受けられるよう、保険料の納付に協力してください。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する**均等割額**と被保険者の所得に応じて負担する**所得割額**【(前年の総所得金額－基

表1：1人当たりの保険料(年額)＝均等割額＋所得割額

		平成22・23年度	平成20・21年度
旭市	均等割額	34,100円	32,400円
	所得割率	6.64%	6.16%
県内均一	均等割額	37,400円	37,400円
	所得割率	7.29%	7.12%

礎控除額(33万円)×所得割率】の合計額(限度額50万円)になります。

原則、県内の保険料は均一ですが、旭市は過去の1人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低かったため、平成25年度まで保険料が軽減される不均一保険料が設定されています。

保険料の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が表2の基準を下回る場合は、「均等割額」が軽減されます。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで健康保険組合などの被扶養者だった人は、均等割額だけを負担し、負担額も9割軽減されます。

表2：保険料の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,400円
33万円	8.5割	5,100円
33万円＋(24万5,000円×世帯に属する被保険者数)※被保険者である世帯主を除く。	5割	17,000円
33万円＋(35万円×世帯に属する被保険者数)	2割	27,200円

保険料の納め方

◆特別徴収(年金からの引き落とし)
年額18万円以上の年金受給者(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)が対象です。年6回の年金定期払いのときに、保険料が引き落とされます。

◆普通徴収(納付書または口座振替で納付)
7月から2月まで、年8回の

納期で納めます。年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。

口座振替を希望する人は、被保険者証・預金通帳・通帳の届出印を持って市内の金融機関で申し込んでください。申し込みの翌月から、口座振替が開始されます。

また年金額が18万円以上の人も、次のようなときは一定の期間「普通徴収」となります。

- 年度途中で75歳になった人(65歳以上で一定の障害があり認定された人)。
- 年度途中で転入した人。
- 修正申告などで保険料額が変更された人。
- 年金支給が一時停止された人。

年金からの引き落としを口座振替に変更することができず、希望する人は、金融機関で口座振替の手続きをした後に、市役所保険年金課または各支所住民室にある「納付方法変更申出書」を提出してください。

口座振替に変更した場合、社会保険料控除は、口座振替を行った人に適用されます。これにより、所得税や住民税が減額となる場合があります。

保険料納付書・保険料額決定通知書の送付
保険料の納付書と保険料額決定通知書は7月中旬に郵送します。手元に届いたら、内容を確認してください。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納められます。納期限は各月の末日(休日の場合は翌営業日、12月は27日)です。納期限内に収めてください。

保険料を納めなかった場合

特別な理由もなく保険料を納めなかった場合は、保険証の返還などの措置が取られます。災害などの特別な事情で納付が困難となった場合は、相談してください。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043-308-6768
市役所保険年金課後期高齢者医療班
☎62-5882
海上支所住民室
☎55-3114
飯岡支所住民室
☎57-3115
千潟支所住民室
☎68-1075